

風しんは、風しんウイルスによっておこる急性の発疹性感染症です。風しんへの免疫がない集団において、1人の風しん患者から5～7人にうつる強い感染力を有します。

また、症状が出る前に、他人にうつしてしまう可能性もある病気です。

妊婦が感染すると、高い確率で子どもに障害（先天性風疹症候群）が残ることがあります。

過去に風しんの定期予防接種の対象とならなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、市区町村から、原則無料で「抗体検査」と「予防接種」を受けられるクーポン券が配布※されます。

（※一部自治体では、2019年度から2021年度の間に配布されたクーポン券の期限延長による対応となる可能性があります）

主催者側の費用負担なしで導入できますので、対象世代の職員が速やかに風しんの抗体検査を受けられるよう、以下4点について御対応をお願いします。

1

## 風しん対策の実施にかかる担当責任者を決定

例：本省では、福利厚生室長、会計課長、人事課長 等

2

## 対応方針の決定

【方法その1】 定期健診の機会に抗体検査も実施

【方法その2】（定期健診の機会とは別に）集団で抗体検査を実施 等

3

## 健診の委託先等に相談

医療機関・健診機関に風しん抗体検査の実施依頼を連絡、相談。  
様式は別紙3に添付しています

様式例 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00009.html)

4

## 風しん対策の実施状況・進捗状況の報告

詳細は裏面参照。

【提出時期】 令和4年9月30日時点の状況を10月16日まで。  
令和5年2月28日時点の状況を3月12日まで。

【提出先】 <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin02>



(1)省庁名	
(2)対象職員数	約 人
(3)風しん対策の実施状況 1. 健診の項目に風しん抗体検査が入っている 2. 職場内で集団風しん抗体検査を実施した 3. 人間ドックや自治体で実施している検査等において風しん抗体検査を受検するよう勧奨した(方法は問わない) 4. 1.2.3.のどれも行っていない	1・2・3・4
(4)対象職員のうち、クーポン券を使用して抗体検査を受検した職員数	約 人

お問合せ先：厚生労働省健康局結核感染症課 tel:03-5253-1111(内線2097,2923)

## 実施状況の報告内容の補足説明等

### (1)各府省等の名前

人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の運用についての別表第1の「健康管理者及び安全管理者を指名すべき組織区分」に応じて、例のとおり、「府省庁の名(管署名)」と御記入ください。ただし、常勤職員が50人未満の小規模な組織は除きます。

例:厚生労働省(本省)、厚生労働省(〇〇検疫所)

### (2)対象職員の数

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性職員全ての数を御記入ください。非常勤職員については、抗体検査の受検状況を把握できる場合、含めてください。

### (3)対象職員のうち、抗体検査を実施した数

対象職員のうち、クーポン券を利用して抗体検査を実施した人数をご記入ください。職場が機会を提供した検査の他、人間ドック等で独自に医療機関等で受検した数も含めて、把握できた範囲でご記入ください。

### (4)提出先

入力フォームで御報告ください。<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/fushin02>  
不具合やセキュリティの問題等で入力フォームが使用できない場合は、03-3593-6251 にFAXで送信ください。

### (5)その他

御報告いただいた内容については、厚生労働省で取りまとめて、審議会等で公表する可能性がありますので、あらかじめ、御承知おきください。

御協力いただきたい事項と目安の時期（あくまで目安であり、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や各府省の業務負担を考慮し、柔軟にご対応願います）

- |   |       |                           |
|---|-------|---------------------------|
| (1) 風しん対策の実施にかかる担当責任者の決定                | ..... | 5月上旬まで                    |
| (例:本省では福利厚生室長、会計課長、人事課長等)               |       |                           |
| (2) 対応方針の決定                             | ..... | 5月中旬まで                    |
| 【方法 その1】 定期健診の機会に抗体検査も実施                |       |                           |
| 【方法 その2】 (定期健診の機会とは別に) 集団で抗体検査を実施 等の方法で |       |                           |
| (3) 健診の委託先等の医療機関・健診機関に相談及び調整            | ..... | 5月下旬まで                    |
| (4) 幹部会議等で周知                            | ..... | 6月上旬まで                    |
| 抗体検査の実施の徹底                              |       |                           |
| (5) 各府省等での進捗状況を報告                       | ..... | 〆切:2022年10月16日、2023年3月12日 |